

政令第四十三号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一条第一項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「福岡＝福岡」を「福岡」に改める。

附 則

この政令は、平成十八年三月二十六日から施行する。